



那須

6月号
No.754
2022年(令和4年)



表紙シリーズ 空から見た那須町

咲き誇る 八幡のツツジ
(5月24日撮影)

音訳ボランティアの協力を得て、目の不自由な人のために音訳版広報那須を作成しています。
詳しくは広報広聴係まで

目 次

特集(防災)	2
タウントピックス	6
子育て・ほけんだより	13
生涯学習だより	17
図書館だより	21
タウンinformation	22
カメラスケッチ	26
みんなの広場	29
那須町と近現代の人々	32

適切な備えで 台風・大雨の災害から 命を守る!



▲平成10年8月に発生した「那須水害」で余笠川が氾濫する様子（余笠川ふれあい公園）

台風・大雨

日本は、季節の変わり目に梅雨前線や秋雨前線が停滞し、しばしば大雨を降らせます。また、7月～10月にかけては、日本に接近または上陸する台風が多くなり、大雨や洪水、暴風などをもたらします。

台風や前線によって、かけ崩れや土石流や地すべり、そして川の氾濫などが起こりやすくなり、毎年のように危険な災害が発生しています。平成10年8月に本町で発生した「那須水害」は、まさに前線の停滞と台風の影響で発生したものです。



那須水害とは

平成10年8月26日から31日にかけて、前線が日本付近に停滞し、台風4号が日本の南海上をゆっくりと北上したことで、北日本や東日本を中心に雨が断続的に降り続き、町は記録的な大雨となりました。

5日間連続して130mm以上の日降水量を観測し、総雨量は1,254mmに達しました。特に27日には、1日の降水量が607mm（8月の1カ月の平均雨量の約2倍）に達し、余笠川の氾濫により堤防が決壊したことで住家10棟が流出、多数が浸水するなど、大きな被害が発生しました。



災害に備える

「まさか、自分の身には起きないだろう」と考えている方も多いのではないかでしょうか。しかし、誰しもが災害に合う可能性があり、それは突然やってきます。「自分には関係ないだろう」という考え方から、避難が遅れるなど災害に適切に対応できることにもつながるのです。

災害はいつ発生するかわかりません。災害の被害を最小限に防ぐために、日頃から備えましょう。



台風・大雨に備えましょう！

さまざまな「備え」を実践し、災害に備えましょう

①台風や大雨がくる前に、普段から対策をしましょう。

(1) 避難場所などの確認

自宅の近くの避難場所を確認し、避難場所までの道のりに、災害時に危険な場所がないか確認しましょう。また、住んでいる地域が「土砂災害警戒区域」や「浸水予想区域」などに該当するか確認しましょう。

※町防災マップで避難所や危険区域を確認できます。町防災マップは、那須町役場本庁や各支所で配布しているほか、特集（4ページ目）で紹介している「町防災ウェブサイト」にも掲載しています。

(2) 非常時の持ち出し品の準備・確認

いざというときすぐに避難をするため、日頃から非常時に持ち出す物を準備しておくことが必要です。保管場所は、身近で目につきやすい、家族みんなが確認出来る場所にしましょう。

また、交換が必要なもの（賞味期限がある食料や水、乾電池など）を日頃から取り替えておきましょう。

避難の際に持ち出すものを準備しましょう！

非常時持出品（例）

【貴重品類】

現金（小銭を多めに）

【食品類】

水

食品（アルファ化米や缶詰類）

飴・チョコなど

【各家庭で必要なもの】

赤ちゃん用品

（おむつ・ミルク・哺乳瓶など）

生理用品

※両手が使えるよう、リュックサックに入れましょう。

赤字のものは感染症拡大防止のためにも必要です。

【生活用品】

ラジオ

懐中電灯

着替え

歯ブラシ

タオル

ウェットティッシュ

携帯電話充電器

【医療品類】

救急セット

常備薬

マスク

手指消毒液

体温計

【身を守るもの】

ホイッスル

（助けを呼ぶため）



お知らせ①

緊急地震速報を実施します

全国瞬時警報システム（Jアラート）の訓練として、那須町防災行政無線から緊急地震速報の音声放送と那須町安全安心メール登録者にメール配信を行います。

■日 時 6月15日（水）午前10時頃

■配信内容 防災行政無線による拡声放送、那須町安全安心メールの配信

※防災行政無線からの放送内容は、☎0120-55-1123で確認できます。

※訓練の時間および内容については、都合により中止または変更することがあります。

■問 合 せ 総務課総務防災係 ☎72-6901



②台風や大雨が近づいてきたら、情報収集や避難の準備をしましょう

(1) 情報収集

①町防災ウェブサイト

町防災マップや避難所などの情報、気象庁などの情報収集に役立つ関連サイトにアクセスできます。また、災害発生時の町災害対策本部設置状況などを確認することもできます。

②防災行政無線

防災情報などを屋外スピーカーでお知らせしています。発信内容が聞き取りにくい場合は、以下の電話番号から確認できますので、電話帳などに登録をお願いします。

☎ 0120-55-1123 (無料)

③登録制メール「那須町安全安心メール」

事前登録することで、火災や防災、新型コロナ等の情報をメールで受信することができます。

登録方法

①お持ちの携帯電話等から「t-nasu@sg-m.jp」宛に、空メールを送信してください。

②コード読み取り対応の機種であれば、右のコードを読み取ってアクセスしてください。



空メール送信後、「登録案内メール」が送信されますので、メールに記載されたアドレスから「登録ページ」にアクセスしてください。

③「登録ページ」の利用規約をよく読み、同意のうえ利用者登録をしてください。

④「Yahoo!防災速報アプリ」

指定地域の地震や豪雨、警報などをアラートで受信できます。

ダウンロード方法

Yahoo!防災速報紹介ページ (<https://emg.yahoo.co.jp/>) から「Yahoo!防災速報アプリ」をダウンロードしてください。右のコードからもYahoo!防災速報紹介ページへアクセスできます。



お知らせ② 6月は土砂災害防止月間です

これから季節は、風や前線によって、がけ崩れや土石流や地すべりが起きやすくなります。町防災マップで、お住いの地区が災害時どのような危険が潜んでいるか、事前に確認しましょう。防災マップは、那須町役場本庁や各支所で配布しているほか、町防災ウェブサイトにも掲載しています。

がけ崩れ



- 【主な前兆現象】
- ・がけから水が湧き出ている
 - ・がけから小石がパラパラと落ちてくる
 - ・がけに割れ目が見える

地すべり



- 【主な前兆現象】
- ・斜面から水がふき出る
 - ・沢や井戸の水が濁る
 - ・地面にひび割れができる

土石流



- 【主な前兆現象】
- ・山鳴りがする
 - ・雨が降り続いているのに川の水位が下がる
 - ・急に川の流れが濁り流木が混ざっている

③不安を感じたら、危険を感じたら避難しましょう

(1) 発令・発表された「5段階の警戒レベル」に応じて行動しましょう。

<5段階の警戒レベルとるべき行動>

警戒レベル	警戒色	警戒レベル相当 気象情報	避難情報等	とるべき行動
5	黒	・大雨特別警報 ・氾濫発生情報	緊急安全確保	直ちに安全を確保する！
～警戒レベル4までに必ず避難！～				
4	紫	・土砂災害警戒情報 ・氾濫危険情報	避難指示	危険な場所から全員避難！
3	赤	・大雨警報（土砂災害） ・洪水警報 ・氾濫警戒情報	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難！
2	黄	・大雨注意報 ・洪水注意報		避難行動の確認
1	白	・早期注意情報（警報級の可能性）		災害への心構えを高める

★「避難」ってとにかく逃げれば良いの？

危険な状況になる前に、不安を感じたら安全な場所へ避難しましょう。

しかし、避難とは「難」を「避ける」ことで、安全な場所にいる人はその場にとどまり、必ずしも避難場所などに行く必要はありません。

また、親戚・知人宅が安全な場合は、避難先として検討してください。

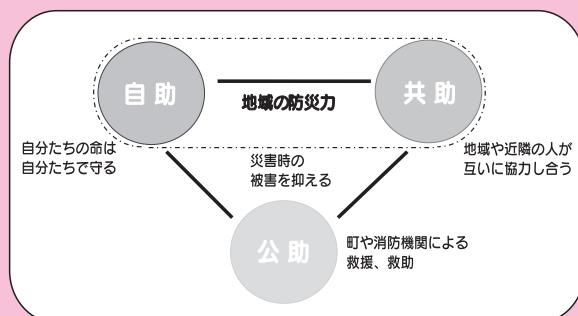


お知らせ③ 町は自主防災組織を支援します！

災害の規模が大きい場合、情報の混乱や道路が寸断される等の理由で、町や消防機関等の防災関係機関の活動能力（公助）が著しく低下することが予想されます。自主防災組織は「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識と地域住民の助け合いの精神に基づき自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行います。

★町では自主防災組織の結成に補助金を交付しています！

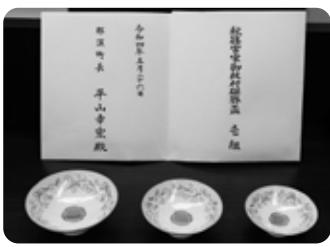
- ①自主防災組織の結成（結成時のみ50,000円）
 - ②自主防災組織が実施する防災事業（毎年30,000円以内）
 - ③自主防災組織が購入する防災資機材（毎年100,000円以内）
 - ④自主防災組織の防災士資格取得講座受講料（1人25,000円以内）
- 問合せ 総務課総務防災係 ☎ 72-6901



秋篠宮皇嗣殿下が 「道の駅那須高原友愛の森」をご観察



長屋門で秋篠宮皇嗣殿下をお出迎えする、平山幸宏町長（中央）と常盤隆道専務（左）



「秋篠宮家御紋付磁器盃」をいただきました



秋篠宮皇嗣殿下は「完成までにどれくらいの日数がかかるのですか」などを質問されていました

秋篠宮皇嗣殿下は5月26日、総裁を務める公益社団法人「日本動物園水族館協会」の通常総会に出席するため、来町されました。27日には、道の駅「那須高原友愛の森」を訪問され、平山幸宏町長と道の駅を管理する那須未来株式会社の常盤隆道専務がお出迎えしました。

那須の伝統的工芸品や地場産品などを取り扱う工芸館では、那須の伝統工芸品「篠細工」の製作工程を見学されました。実演した齊藤小菊さんは、「実際に工芸品を手に取っていただけて感激した。まだ未熟ですが、今後激励になります」と話しました。

令和4年度一般会計補正予算会が4月26日に開催され、5議案が可決・承認されました。主な議案は次のとおりです。

令和4年度一般会計補正予算この補正予算は新型コロナワイルス感染防止対策に要する経費について予算を編成したものです。

歳入は、新型コロナワイルス感

開催期日	会 場
7月13日（水）	那須中学校体育館
7月14日（木）	東陽小学校体育館
7月21日（木）	黒田原小学校体育館

※時間は、午後6時30分～8時頃まで

※上履きを持参してください。

「まちづくり懇談会」を開催します

町民の皆さんからの声を町政運営に反映させるために、まちづくり懇談会を開催します。

地域を活性化し、安心して子どもを産み育て、住み続けることができるまちづくりに向けて、皆さんの思いを町長と語り合ってみませんか。

今年度は、町内3カ所で開催します。事前の申し込みは不要です。ぜひ皆さんのご意見、ご提案をお聞かせください。

多くの皆さんの参加をお待ちしています。

▼問合せ 総務課広報広聴係
☎ 027-690-1

染症対応地方創生臨時交付金および財政調整基金繰入金を増額しました。

歳出は、認定農業者臨時特別経営支援事業や店舗リフォーム事業補助金、特別観光誘客プロモーション事業費を増額するほか、教育相談室の移転に要する経費や那須町田中複合施設の空調設置工事などの費用を令和4年度一般会計補正予算に計上しました。

この結果、一般会計の総額は、5,300万円が追加され、12億7,300万円となりました。

令和4年春の叙勲・褒章、第38回危険業務従事者叙勲 受章おめでとうございます

4月29日、令和4年春の叙勲・褒章、第38回危険業務従事者叙勲が発表されました。町からは、春の叙勲で瑞宝双光章が1人、春の褒章で藍綬褒章が2人、危険業務従事者叙勲で瑞宝単光章が1人選ばれました。受章された皆さんを紹介します。

佐々木照一さん（大沢）が瑞宝双光章を受章されました。

佐々木さんは、昭和48年4月1日に科学技術庁（現・文部科学省）に入所し放射線医学総合研究所に配属後、文部科学本省、理化学研究所、日本原子力研究開発機構、宇宙航空研究開発機構、そして科学技術・学術政策研究所などで、主に管理業務に従事されました。平成21年に退職後も、環境科学技術研究所で12年間従事し、日本の科学技術行政に大きく貢献されました。

受章について、「帰りが遅い日ばかりで、家族に心配ばかりかけた。仕事に真面目に向き合つてきました。証として、妻へプレゼントした」と話してくださいました。

相馬さんは、平成3年4月1日に町消防団に入団し、今年で32年目を迎えます。入団後は、副分队长、分団長を歴任し、平成29年4月1日から副団長を務めるなど、生業の傍ら、献身的に消防活動に尽力され、地域住民の生命財産を災害から守り、地域の安全・安心に大きく貢献されました。

受章について、「大変光栄です。

平成8年の操法大会では、仲間と力を合わせて全国9位に入賞した。消防団は消防活動だけでなく、新しい出会いいや人のつながりを築ける魅力がある」と、消防団への熱い思いを語ってくださいました。

深澤さんは、平成12年5月25日に保護司となり、今年で23年目を迎えます。これまで、罪を犯した人や非行に走った人たちの立ち直りを援助し、必要な助言や指導などに尽力されてきました。

また、平成27年5月28日からの約4年間、那須保護区保護司会の副会長を務めるなど、地域住民の更生保護行政において重要な役割を担つてきました。

小椋さんは、昭和46年4月に警視庁警察官を拝命されてから退職までの37年間にわたり、警察業務に尽力されてきました。

代々木警察署で勤務していた際には、現場で培つた鋭い洞察力を存分に發揮し、連続放火事件を解決するなど、常に現場を大切にし、社会の安全・安心のため大きく貢献されました。

受章について、「悪党をやつつけたいという強い思いを持って警察官になつた。これまで一生懸命に取り組んできたことが認められ、とてもうれしい」と、喜びを語ってくださいました。



令和4年春の叙勲
瑞宝双光章を受章



令和4年春の褒章
藍綬褒章を受章



令和4年春の褒章
藍綬褒章を受章



第38回危険業務従事者叙勲
瑞宝単光章を受章

新型コロナワクチン 4回目接種がはじまります

新型コロナワクチン接種
に関するお知らせ

4回目接種のお知らせ

▼対象者

- ① 3回目接種後5ヵ月以上経過した60歳以上の方
- ② 3回目接種後5ヵ月以上経過した18歳以上60歳未満の基礎疾患のある方 新型コロナウイルス感染症に感染した際の重症化リスクが高いと医師が認める方

4回目ワクチン接種の概要

▼開始時期

6月29日(水)

※月～土曜日の週6日間(祝日を除く)

▼受付時間 午後1時～3時30分

▼接種会場 ゆめプラザ・那須

▼使用するワクチン

- ・ファイザー社製ワクチン
- ・武田／モデルナ社製ワクチン

▼接種券等の発送時期

4回目接種の対象の方へ、次のとおり接種券等の必要書類を送付します。

① 60歳以上の方で、3回目接種後5ヵ月以上経過した方へ順次送付します。

② 60歳未満で基礎疾患のある方は、指定の申請用紙に必要事項を記入のうえ申請が必要です。申請後、接種券等を送付します。

※申請用紙は、町ホームページからも取得できます。

基礎疾患のある方へ

接種の判断は、受診している医療機関等へ事前に相談してください。

事前に相談できる医療機関がない方は、接種会場の予診（医師の診察）の際にご相談ください。接種当日は予診の医師が基礎疾患の有無を確認してから、接種を行います。



基礎疾患のある方とは

○次の病気や状態の方で、通院・入院している方

- ①慢性の呼吸器の病気
- ②慢性の心臓病（高血圧を含む）
- ③慢性の腎臓病
- ④慢性の肝臓病（肝硬変等）
- ⑤インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病

- ⑥血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く）
- ⑦免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む）
- ⑧ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている衰えた状態（呼吸障害等）
- ⑨免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が

- ・体調不良などで接種を見合せた方は、必ず町新型コロナワクチン接種推進室（☎ 735091）へご連絡ください。

- ・受付時間内にお越しください。
- ・予診票は事前に自宅で記入してください。なお、「診察前の体温」欄は、接種当日に自宅で検温した体温を記入してください。

接種当日のお願い

O BMI-30以上の肥満の方
B M I = 体重(kg) ÷ 身長(m)
÷ 身長(m)

※ BMI 30 の目安
身長 170 cm で 体重 87 kg

厚生労働省ホームページ
「新型コロナワクチンQ&A」



那須町ホームページ
「接種予約ページ」



※ナビダイヤル（0570）は終了しました。町新型コロナワクチン接種予約受付・相談センターに直接ご連絡ください。

タリー

☎ 0287-73-5091

〔町と大田原土木事務所〕土木事業事務連絡会議を開催

4月21日、町と大田原土木事務所は、令和4年度土木事業事務連絡会議を開催しました。

平山町長は、「道路は住民生活や地域経済を支える重要な基盤であり、災害時には住民の避難や物資の輸送を行う上でなくてはならないものであり、着実な整備が必要であると考えています」とあいさつしました。



「おもいやり食料品等配布会」開催のお知らせ

さまざまな事情で生活にお困りの世帯を対象に、町民の方から寄付いただいた食料品や日用品等を無料配布します。お気軽にお越しください。

▼日程・場所

①7月24日(日)
②10月23日(日)

伊王野支所
湯本支所

ゆめプラザ・那須

3月19日(日)
午後1時～3時

町内在住の世帯やさま

ざまな事情で生活にお困りの世帯（生活保護世帯は除く）

▼配布物品

・お米やレトルト食品、調味料など

・寄付された食料品や日用品など

※配布数には限りがあります。

※各会場で1世帯1回の受け取りとなります。

※ご不明な点お問い合わせください。

▼問合せ 町社会福祉協議会（ゆめプラザ・那須）

☎ ⑦2 6908

令和4年10月支給分から、児童手当の制度が一部変更になります

○特例給付の支給に係る所得上限額が新設されます

次の表のとおり、特例給付に所得上限額が設けられます。

・〔①所得制限限度額〕以上〔②所得上限限度額〕未満の方は、月額5,000円が支給されます。

・〔②所得上限限度額〕以上の方は、児童手当等が支給されなくなります。

○現況届の提出が原則不要になります

毎年6月に提出いただいていた現況届は、住民基本台帳で状況確認が可能となつたため、令和4年度から原則提出不要になります。

ただし、次の方は現況届の提出が必要なため、住民生活課または各支所へ提出してください。

①配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が実際の居住地と異なる方

②離婚協議中で配偶者と別居していることを申請した方

③施設受給者や里親の方

④その他、状況を確認する必要がある方

▼問合せ 住民生活課住民年金係
☎ ⑦2 6908

職員採用試験

令和5年度に採用する職員を募集します

町職員

▼職種・採用予定人員

- ①一般事務 若干名
- ②土木技師 2名程度
- ③建築技師 1名程度
- ④保育士 2名程度

▼受験資格

- ①一般事務 平成4年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、高等学校卒業または同程度以上の学力を有する方（令和5年3月卒業見込みの方を含む）
- ②土木技師 平成4年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、学校教育法に基づく大学、短期大学、高等学校等において土木に関する課程を修めた方（令和5年3月卒業見込みの方を含む）
- ③建築技師 平成4年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、学校教育法に基づく大学、短期大学、高等学校等において建築に関する課程を修めた方（令和5年3月卒業見込みの方を含む）
- ④保育士 平成4年4月2日以降に生まれた方で、保育士の資格を有する方（令和5年3月資格取得見込みの方を含む）

- 第1次試験
- 試験日程・場所・内容

- ・日時 9月18日(日)午前8時20分～正午
- ・場所 國際医療福祉大学（大田原市北金丸2600-1）
- ・内容 教養試験、適応性検査

- 第2次試験
- （第1次試験合格者に通知します）
- ・期日 10月下旬予定
- ・内容 面接等

- ・期日 10月下旬予定
- （第1次試験合格者に通知します）
- ・内容 面接等

▼試験案内・申込書

- ・町総務課（本庁4階）、各支所
- で配布します。

- ・町ホームページからもダウンロードできます。

- ・郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封してください。

- ・郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封してください。

▼受付期間

- 7月1日(金)～8月4日(木)
- 午前8時30分～午後5時15分
- （土日祝日を除く）

- ※郵便の場合は、8月4日(木)までの消印が有効です。

- ※採用予定人員は、欠員の状況等により変更する場合があります。

▼申込み・問合せ 総務課人事係

- （72）5540-3292
- 那須町大字寺子丙3-13

消防職員

▼職種・採用予定人員

- 消防吏員 若干名
- 消防組合管内（那須町・那須塩原市・大田原市）に居住できる者

- ※採用された場合には、那須地区消防組合管内（那須町・那須塩原市・大田原市）に居住できる者
- 度以上の学力を有する方

▼試験日程・場所・内容

- 第1次試験
- （第1次試験合格者に通知します）
- ・日時 9月18日(日) 午前8時20分～正午
- ・場所 國際医療福祉大学（大田原市北金丸2600-1）
- ・内容 教養試験、適応性検査

共通事項

○次の方は受験できません

- ①日本国籍を有しない方
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入了した方

- 第2次試験
- （第1次試験合格者に通知します）
- ・期日 10月下旬予定

▼試験案内・申込書

- ・消防本部総務課または各署で配布します。

- ・那須地区消防組合ホームページからもダウンロードできます。

- ・郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封してください。

- 午前8時30分～午後5時15分
- （土日祝日を除く）

- ※郵便の場合には、7月31日(日)までの消印が有効です。
- ※採用予定人員は、欠員の状況等により変更する場合があります。

- ▼申込み・問合せ 那須地区消防本部総務課人事係
- （0287-251011）
- 大田原市中田原868-12



- 第1次試験

- 7月1日(金)～31日(日)

マイナンバーカード休日交付窓口のご案内（予約者限定）

平日にマイナンバーカードを受け取れない方は、休日窓口をご利用ください。ご利用の際は必ず事前予約をお願いします。事前予約がない場合、窓口は開設しません。

■日 程 7月24日(日) ■時 間 午前9時～正午 ■場 所 住民生活課(本庁1階)
 ■問合せ 住民生活課住民年金係 ☎ 72-6908



家屋の確認調査を行っています

町では、公平で適正な課税を行うために、定期的に町内を巡回するほか、家屋表題登記、建築確認申請、航空写真を利用し、新增築や滅失された家屋を調査しています。

【家屋が新增築されている場合】

課税対象となる場合は、家屋調査をお願いする通知を送付します。

なお、現況が確認できない場合は直接訪問する場合があります。

【家屋が滅失されている場合】

調査により家屋の滅失を確認した場合、原則、滅失を確認した翌年度の課税台帳から削除します。

なお、家屋を取り壊したことなどが確認できる滅失証明書等がある場合は、取り壊した翌年度の課税台帳から削除しますのでご相談ください。

〔住民の皆さんへのお願い〕

固定資産税納税通知書の内容と家屋の現状に相違等がある場合はご連絡ください。
 また、過年度に建築された家屋は、原則、令和4年度の調査分から最大5年間分さかのぼって課税となります。

▼問合せ 税務課資産税家屋係

☎ 72-6905

家屋を取得した方へ

令和3年内に家屋を新築、増築または改築により取得した方に、

7月8日付けで「不動産取得税納税通知書」を送付します。納税通知書に記載の金融機関の窓口などで納付してください。

▼問合せ 栃木県大田原県税事務所課税課不動産取得税担当

☎ 0287-23-4172

とちぎ材の家づくり 支援事業のご案内

県では県産木材を利用した住宅の建設を支援しています。

▼対象となる住宅

県では県産木材を一定量以上使用して新築・増改築を行う住宅

▼補助金額

・新築 5～40万円（伝統工芸品等使用で上乗せ補助あり）

・増改築 5～15万円

※県産出材の使用量に応じて金額が変わります。

※補助金交付には条件があります。

▼問合せ 栃木県林業木材産業課

☎ 028-623-3277



ホームページ

中山間地域等直接支払交付金の状況

中山間地域等直接支払交付金制度は、中山間地域等（芦野・伊王野・那須）の農業生産活動や多面的機能（水源のかん養・土砂崩落防止など）の確保を目的に、一定条件を満たした農用地に交付金を支払い、耕作放棄等の発生の防止をするものです。

令和3年度の交付金支払い状況は左表のとおりです。

令和3年度の交付金支払い状況は左表のとおりです。

【その他の目的の管の例】

井戸水、農業用水道、温泉、雨水等の貯留水・貯水槽以降の配管等

○クロスコネクションになつている場合

速やかに、町指定給水装置工事事業者へ直接依頼し、水道管との他の目的の管を切り離してください。

なお、切り離し工事に要する費用は個人負担になります。また、クロスコネクションをそのまま放置した場合、大量の水道水が井戸等に流れ込み、高額な水道料金が請求されることがありますので速やかに対応をしてください。

クロスコネクションが発見され

る可能性がありますのでご注意ください。

クロスコネクションは水道法で「禁止」されています

クロスコネクションとは、水道管（給水装置）とその他の目的の管が直接連結されていることをい

ます。また、水道水と井戸水等を必要に応じてバルブで切り替えをすることも同様です。

地区名	集落協定数	協定参加者数	交 付 金
伊 王 野	9	176	18,070,484円
芦 野	6	52	4,928,647円
那 須	9	92	21,521,170円
合 計	24	320	44,520,301円

▼問合せ 農林振興課農政係

☎ 72-6911

▼問合せ 上下水道課水道施設係

☎ 72-6920